

社会福祉法人健寿会 小野田老人ホーム
指定外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明申し上げます。

1 外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業所について

法人名	社会福祉法人 健寿会
代表者氏名	理事長 石松 剛
所在地	〒756-0038 山口県山陽小野田市大字有帆字佛石 10662 番地 8 (電話番号 0836-84-0317 FAX 番号 0836-84-7032) (メールアドレス kenjukai@ak.main.jp)
法人設立年月	平成 8 年 9 月

2 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	養護老人ホーム 小野田老人ホーム
介護保険指定 事業所番号	山口県指定第 3570204606 号（令和 6 年 1 月 1 日指定）
管理者氏名	吉村 恵利香（養護老人ホーム施設長を兼務）
所在地	〒756-0831 山口県山陽小野田市大字小野田字若山ノ東ノ山 10325 番地 2 （JR 利用）山陽本線「小野田」駅下車 よりタクシーで 7 分 バス「公園通り」下車 徒歩 10 分 小野田線南小野田駅下車 徒歩 10 分 （車利用）山陽自動車道「小野田インター」から約 10 分
連絡先	電話番号 0836-83-4862 FAX 番号 0836-83-0315 メールアドレス
開設年月	令和 6 年 1 月（前経営法人による開設は昭和 45 年 4 月）
定員	50 人
周辺環境	南向きの高台に位置し、美しい緑に囲まれた自然環境にあります。また、ホームに隣接して住宅地があり、地域社会との日常的なふれあいを感じながら過ごしていただけます。

(2)受託居宅サービス（介護予防サービス）事業者等

事業所名	小さき花
事業所所在地	山口県山陽小野田市大字小野田字若山ノ東ノ山 10325 番地 2
委託の内容	（介護予防）訪問介護

事業所名	医療法人社団村重医院
事業所所在地	山口県山陽小野田市須恵 1 丁目 12-10
委託の内容	（介護予防）訪問看護

事業所名	高千帆苑デイサービスセンター
事業所所在地	山口県山陽小野田市大字有帆字佛石 10662 番地 8
委託の内容	通所介護

事業所名	デイサービスいこい
事業所所在地	山口県山陽小野田市中心 2 丁目 5 番 9 号
委託の内容	通所介護

事業所名	株式会社はんど
事業所所在地	山口県宇部市助田町 7- 13
委託の内容	（介護予防）福祉用具貸与

(3)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、要介護（要支援）状態にある利用者に対し、適正な外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	（介護予防）特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等を行うとともに、（介護予防）特定施設サービス計画に基づく受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）のサービス提供により利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

(4)施設の主な設備

居室数	個室 48 室（11.91 m ² ～20.13 m ² ） 2 人部屋 1 室（30.25 m ² ）
食堂	1 階 131.58 m ²
浴室	1 階 大浴室 16.80 m ² 車椅子浴室 9.41 m ²
併設施設 及び事業所	養護老人ホーム「小野田老人ホーム」 訪問介護事業所「小さき花」

(5) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います	1名 (兼務)
生活相談員	利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。	1名
計画作成担当者	利用者に係る特定施設サービス計画（ケアプラン）を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保します。	1名 (兼務)
介護職員	利用者の日常生活上の安否確認、介護業務を行います。	2名以上 (常勤換算)
看護職員	利用者の体調の管理を行い、必要があれば看護処置を行うとともに、嘱託医との連携を図ります。	1名以上 (常勤換算)

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 基本サービス内容（当事業所が提供するサービス）

サービスの種類	内容
（介護予防）特定施設サービス計画の作成	利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の職員及び受託居宅サービス事業者（受託介護予防サービス事業者）と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した特定施設サービス計画の原案を作成します。
安否の確認	利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。毎日定時に安否の確認を行います。 ◎ 安否確認の方法及び手順 イ、日中の確認方法 1階介助者の担当職員が全体を把握。 外出、変化時は、相談員、計画作成者、看護師、サービス提供責任者へ連絡。又、夜勤者へ必要に応じ連絡。 ロ、夜間の確認方法 18：00～ 夜勤者、夕食時に確認 20：00～ 居室巡回にて確認（配薬） 22：30～ 宿直者による巡回 0：00～ 夜勤者による巡回 5：30～ 夜勤者介助時に安否 8：30～ 朝礼時に利用者の状況を報告
生活相談	利用者とその家族からの相談に応じます。

(2)受託サービス内容（受託居宅サービス（介護予防サービス）事業者が提供するサービス）

サービス区分と種類		サービスの内容
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車椅子等への移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声掛け、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声掛け、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声掛け（声掛けや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故が無いように常に見守る。） ○ 車椅子での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯ものを一緒に干したり畳んだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声掛けを行います。
生活援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

(3) サービス利用料金

重要事項説明書（別紙）の通りとなります。

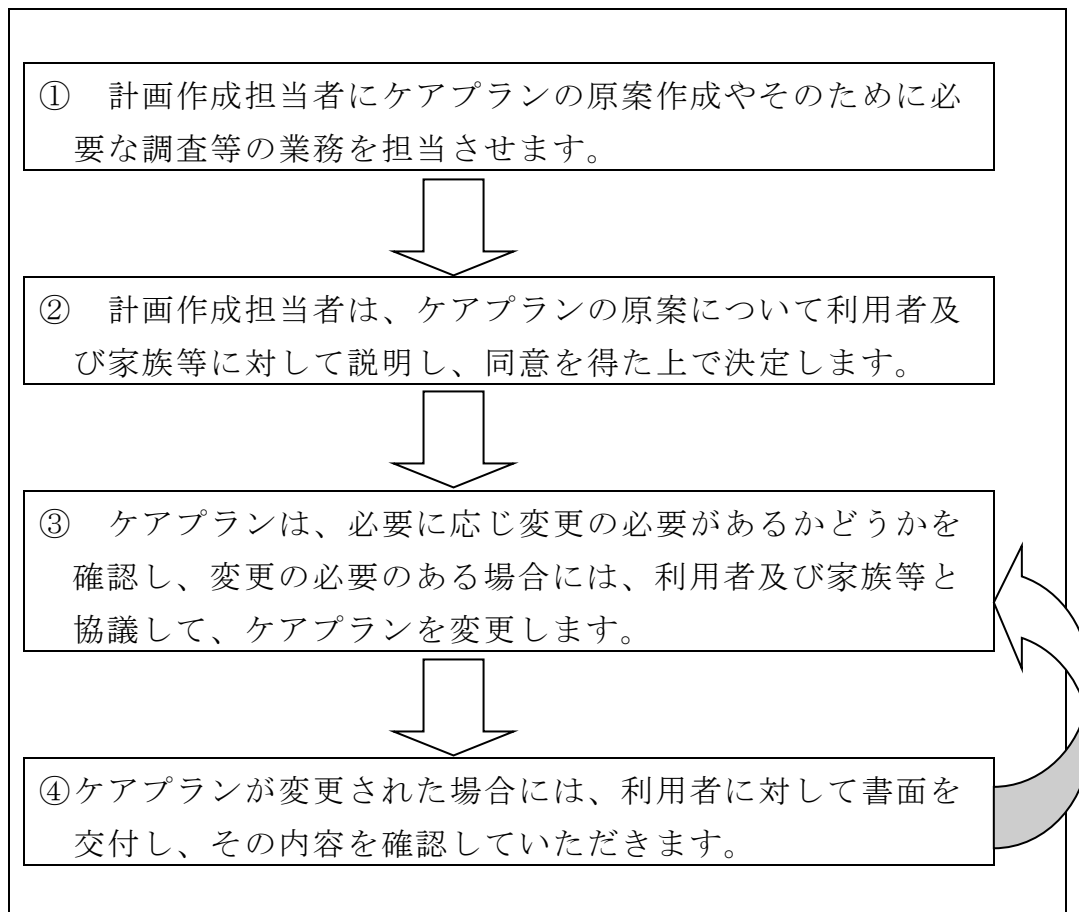
4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について

(1)請求方法等	① 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 ② 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日前後に利用者または代理人宛にお届けします。
(2)支払方法等	① 下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)利用者指定口座からの自動振替 (自動振替日は、利用月の翌月15日) (イ)現金支払い(利用月の翌月末まで) ② 支払の確認をいたしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお届けします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な利用が無いにもかかわらず、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払が無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 事業所の計画作成担当者が「（介護予防）特定施設サービス計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）特定施設サービス計画」は、利用者又はご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は「（介護予防）特定施設サービス計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）特定施設サービス計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 受託居宅サービス（介護予防サービス）事業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (5) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「（介護予防）特定施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。ケアプランの作成及びその変更は、次のとおり行います。



(6) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合、利用予定日の前々日まで当事業所にお申し出下さい。

- ② 利用予定日の前々日までにお申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、受託居宅サービス（介護予防サービス）事業者の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

(7) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き

- ① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により事業所でその可否を判断します。
- ② 利用者の心身状況の変化に伴い、居室を変更する必要があると思われる場合には、利用者及びその家族協議の上、本人の同意を得て居室替えをすることがあります。

6 サービス提供の記録

- (1) 外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

7 サービス利用契約の終了について

契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に当該利用者の要介護認定期間終了日まで同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡された場合
- ② 要介護認定等によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 利用者から中途解約、又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合

(1) 利用者からの中途解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが2月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が、他の入居者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約、又は解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに係る条項は、その効力を失います。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供を行っている際に、利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めている協力医療機関へ連絡又は救急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関	山陽小野田市民病院 山陽小野田市大字東泊 1863 番地の 1
協力歯科医療機関	DENTAL CARE PLACE 田中歯科医院 山陽小野田市中央 4 丁目 3 番 36 号

9 非常災害対策について

- (1) 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出、その他必要な訓練を年2回以上行います。
- (4) (3)の訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10 衛生管理について

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
 - ② 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ ②の秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から「個人情報の使用に係る同意書」で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、「個人情報の使用に係る同意書」で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む。）については、善良な管理者の注意をもって管

	理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表の苦情申立の窓口のとおり）
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった場合は、内容等を記録します。
 - 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
 - 管理者は、苦情受付担当者に事実関係の確認を行います。
 - 苦情処理担当者は、把握した状況を職員とともに検討を行い、時下の対応を決定します。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、入居者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
 - 市町村や国民健康保険団体連合会等から指導等があった場合は、指導等に従い必要な改善を行い、報告を行います。

(2) 苦情申立の窓口

小野田老人ホーム	苦情受付担当者（受付時間 月～金 8:30～17:30） 氏名 茂藤 裕子 職名 主任生活相談員
社会福祉法人健寿会 苦情解決第三者委員会	稲葉 正子 尾崎 燎子 篠崎 文彦 肥塚 倅司
山口県国民健康保険 団体連合会	所在地 山口市朝田 1980 番地 7 電 話 083-995-1010 F A X 083-934-3665 受付時間 月～金 9:00～17:30
山陽小野田市 高齢福祉課 介護保険係	所在地 山陽小野田市日の出 1 丁目 1 番 1 号 電 話 0836-82-1172 F A X 0836-83-9082 受付時間 月～金 8:30～17:15

宇部市 高齢者総合支援課	所在地 宇部市常盤町1丁目7番1号 電 話 0836-34-8396 F A X 0836-22-6026 受付時間 月～金 8:30～17:00
-----------------	--

13 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等、県及び市町村に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故発生の防止のための委員会を設置し、顛末記録、再発防止対策の検討及び、その対応について協議するとともに、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的に職員研修を実施します。

14 賠償責任について

- (1) 事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。
 ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 利用者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ② 利用者（その家族、身元引受人等も含む）がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

15 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため担当者を選定し、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、定期的な研修を実施します。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告します。

16 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容等を記録し、5年間保存します。

また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 サービス利用に関する留意事項について

(1) 施設・設備の利用上の注意義務等

- ① 利用者は、施設、設備、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- ③ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

(2) ホーム内禁止行為

- ① ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 決められた場所以外での喫煙。
- ④ 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- ⑤ 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑥ 故意又は無断で、設備もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、私_____および代理人_____は、社会福祉法人健寿会が、私および家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

※ 上記以外の使用方法についての可否をお尋ねします。

① 法人の広報誌や広告に顔のわかる写真を使用すること 可 ・ 否

② 法人のホームページやSNSなどのインターネット媒体に顔の分かる写真や動画を使用すること 可 ・ 否

外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	住所	山口県山陽小野田市大字小野田 10325 番地 2
	名称	社会福祉法人健寿会 小野田老人ホーム
	代表者	理事長 石松 剛 印

説明者	職名	計画作成担当者
	氏名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印

(契約者との関係) _____

私は、利用者が、事業者から重要事項の説明を受け、外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ 印

(契約者との関係) _____

重要事項説明書【別紙】

(1) 保険が適用される基本料金

ア「基本サービス利用料」

1日あたり

保険が適用される基本料金	単位	金額	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
① 基本サービス費	84	840 円	84 円	168 円	252 円
② 障害者等支援加算	20	200 円	20 円	40 円	60 円
③ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	60 円	6 円	12 円	18 円

※ 障害者等支援加算

知的障害や精神障害等により特に支援を必要とする利用者に対して基本サービスを提供した場合には、基本サービス料に障害者等支援加算を加算いたします。

※ サービス提供体制強化加算

介護福祉士資格者を一定以上の割合で雇用していること、サービス提供体制が基準を満たしている場合に加算いたします。

イ「指定訪問介護」

身体介護が中心である場合 (1 サービス利用あたり)	単位	金額	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
15分未満	94	940 円	94 円	188 円	282 円
15分以上 30分未満	189	1,890 円	189 円	378 円	567 円
30分以上 45分未満	256	2,560 円	256 円	512 円	768 円
45分以上 1時間未満	341	3,410 円	341 円	682 円	1,023 円
1時間以上 1時間 15分未満	426	4,260 円	426 円	852 円	1,278 円
1時間 15分以上 1時間 30分未満	511	5,110 円	511 円	1,022 円	1,533 円

※ 1時間 30分以上については、548単位に所要時間から計算して、所要時間を15分増すごとに36単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担の額は料金の1割、2割または3割の額です。

生活援助が中心である場合 (1 サービス利用あたり)	単位	金額	利用者自己負担額		
			1割	2割	3割
15分未満	48	480 円	48 円	96 円	144 円
15分以上 30分未満	94	940 円	94 円	188 円	282 円
30分以上 45分未満	142	1,420 円	142 円	284 円	426 円
45分以上 1時間未満	190	1,900 円	190 円	380 円	570 円
1時間以上 1時間 15分未満	214	2,140 円	214 円	428 円	642 円
1時間 15分以上 1時間 30分未満	256	2,560 円	256 円	512 円	768 円

ウ「指定訪問看護」（病院または診療所の場合）

1 回につき	単位	金額	利用者自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
20 分未満	239	2,390 円	239 円	478 円	717 円
30 分未満	359	3,590 円	359 円	718 円	1,077 円
30 分以上 1 時間未満	517	5,170 円	517 円	1,034 円	1,551 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	760	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円

エ「指定通所介護」（通常規模型：7 時間以上 8 時間未満）

1 回につき	単位	金額	利用者自己負担額		
			1 割	2 割	3 割
要介護 1	592	5,920 円	592 円	1,184 円	1,776 円
要介護 2	699	6,990 円	699 円	1,398 円	2,097 円
要介護 3	810	8,100 円	810 円	1,620 円	2,430 円
要介護 4	921	9,210 円	921 円	1,842 円	2,763 円
要介護 5	1,033	10,330 円	1,033 円	2,066 円	3,099 円

(2) 介護職員等処遇改善加算

一月につき $(\text{基本サービス費①} + \text{加算②③}) \times 12.2\%$ で算定します。

料金はその単位に 10 円を乗じた額、利用者自己負担の額は料金の 1 割、2 割または 3 割の額です。（以下、(3)(4)も同様）

(3) その他の自己負担となるもの（介護保険外の費用で全額利用者の自己負担となるもの）

ア ケアプランに定める回数を超えての介護サービスの利用

イ 日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用のうち、利用者負担が適当であるものにかかる費用

（例）衣服、履物、歯ブラシ、おむつ等、クラブ活動用品、外部クリーニング代、インフルエンザ接種、外部施設入場料、外食代、その他注文購入品等

(4) 料金の変更

ア 事業者は、利用者に対して事前に文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができます。

イ 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく重要事項説明書別紙を作成し、相互に取り交わします。

ウ 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。